

( H P 掲載案 )

# 住友共同電力（株）新居浜東第二火力発電所 1 号発電設備建設工事に係る環境影響評価方法書に対する 勧告について

平成 2 0 年 1 2 月 2 6 日  
経 済 産 業 省  
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第 4 6 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新居浜東第二火力発電所 1 号発電設備建設工事に係る環境影響評価方法書について、住友共同電力（株）に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

## （参考）当該地点の概要

### 1 . 計画概要

- ・場 所 : 愛媛県新居浜市菊本町
- ・原動力の種類 : 汽力
- ・出 力 : 2 5 万 k W

### 2 . これまでの環境影響評価に係る手続き

|             |             |
|-------------|-------------|
| 環境影響評価方法書受理 | 平成20年 7月 1日 |
| 住民等意見の概要受理  | 平成20年 8月22日 |
| 愛媛県知事意見受理   | 平成20年11月14日 |

問合せ先: 電力安全課 吉田、河合  
電話 0 3 - 3 5 0 1 - 1 7 4 2 ( 直通 )  
0 3 - 3 5 0 1 - 1 5 1 1 ( 代表 )  
4 9 2 1 ( 内線 )

**【住友共同電力（株）新居浜東第二火力発電所 1 号発電設備建設工事に係る環境影響評価方法書に対する勧告内容】**

環境影響評価項目について

- 1．浚渫工事の要否について検討を行った上で、工事の実施が必要となる場合は、建設機械の稼働に伴う海域に生息する動物を環境影響評価項目として追加すること。
- 2．浚渫工事の要否について検討を行った上で、工事の実施が必要となる場合は、建設機械の稼働に伴う海域に生育する植物を環境影響評価項目として追加すること。

調査、予測及び評価手法について

水質調査について、対象事業実施区域北側に調査地点を追加すること及び予測対象項目以外の項目（水素イオン濃度、溶存酸素量等）についても調査することを検討すること。